

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

牛久市長 様

### 空家・空地バンク物件登録申込書

牛久市空家・空地バンク実施要綱に定める趣旨を理解し、空家・空地バンク物件登録カードを添えて、空家・空地バンクへ物件の登録を申し込みます。

#### 1. 申込人詳細

氏名	印		
住所			
自宅電話		携帯電話	

#### 2. 仲介業者の選択

空家・空地バンクの運営について協定を締結する公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に契約交渉の仲介を依頼します。併せて、宅建協会への情報提供を承諾します（下記いずれかにチェック。）。

- 宅建協会が推薦する会員  
 次の宅建協会会員

業者名： \_\_\_\_\_

注）牛久市では、物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関して仲介行為は行っていません。また、交渉、契約に関するトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。ただし、物件登録者は、媒介に関し協定を締結している宅建協会に契約交渉の媒介を依頼することができます。宅建協会へ依頼した場合の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。

この申込みにより登録された個人情報、牛久市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 32 号）の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。